

宮城県図書館協議会委員 を公募します!

宮城県図書館では、「宮城県図書館協議会」の委員を広く県民の方から募集します。図書館のよりよい運営のために、ぜひあなたのご意見をお聞かせください。

1 趣 旨

図書館法（昭和25年法律第118号）第14条により設置されている宮城県図書館協議会は、宮城県図書館の運営について、館長の諮問に応じるとともに、図書館が行うサービスについて館長に意見を述べる機関です。

この宮城県図書館協議会の委員の公募制度は、宮城県図書館の運営に広く県民の声を反映させることを目的として実施するものです。

2 募集人数 2人

3 募集期間 令和6年5月31日（金）から6月18日（火）まで

4 応募資格

次のいずれにも該当する方。ただし、国及び地方公共団体の職員を除きます。

- (1) 宮城県内に居住又は通勤・通学している方
- (2) 年齢20歳以上（令和6年4月1日現在）の方
- (3) 図書館の事業内容について興味関心があり、子育て活動や家庭教育相談など家庭教育に対する何らかの活動を行っている方
- (4) 年3回程度開催する会議に出席できる方

5 任期・報酬等

- (1) 任 期 令和6年8月1日から令和8年7月31日までの2年間です。
- (2) 報 酬 等 宮城県条例の規定により報酬及び交通費相当額が支給されます。

6 応募方法

- (1) 応募書類 宮城県図書館に備え付けの応募用紙（宮城県図書館のホームページからダウンロードできます。）に必要事項を記入のうえ、「これからの宮城県図書館に期待する役割」をテーマとした小論文（800字程度）を作成し、応募用紙と併せて提出してください。
- (2) 提出方法 持参又は郵送、メールにより提出してください。（持参の場合は開館日の午前9時から午後5時までに、最終日は正午までです。）
- (3) 提出期限 令和6年6月18日（火）正午必着です。
- (4) その他 応募書類については返却しませんので、あらかじめご了承ください。また、応募に際し収集した個人情報は、委員選考の目的にのみ使用し、他の目的には一切使用しません。

7 選考方法

選考委員会を開催し、提出された応募書類による審査を通過された方について面接により選考します。

8 選考結果 令和6年6月28日（金）までに応募者全員に通知します。

9 お問い合わせ先及び応募書類の提出先（毎週月曜日の休館日は除きます。）

宮城県図書館企画管理部企画協力班

〒981-3205 仙台市泉区紫山一丁目1-1

TEL : 022-377-8443

メールアドレス : library@pref.miyagi.lg.jp

